

就労に関する申立書

明石市長 様

私は、保育施設の利用申込にあたり、以下の内容について同意します。なお、以下の内容を遵守しなかった場合、**内定取消**となること、または**退所**することに異議はありません。

①就労(内定・育児休業を含む)を要件として申し込む場合

⇒申込時に提出した証明書記載の日数・時間を下回ること※1がないように就労します。
また、やむを得ず申込時点から就労先や就労条件が変更となる場合は、速やかに明石市こども育成室利用担当へ連絡します。

②申込時点で育児休業取得中、または入所月が育児休業取得中にあたる場合

(転園希望者のうち、転園後に復職しない方を除く)

⇒保育施設の利用が内定した場合、育児休業期間を終了(変更・短縮)し、入所月の末日までに**必ず復職**※2、※3します。また、復職後、速やかに**復職日が記載された**就労証明書を提出します。

③申込時点で就労内定中の場合

⇒保育施設の利用が内定した場合、入所月の末日までに**必ず就労**を開始します。
また、就労開始後、速やかに就労証明書を提出します。

④市内の保育所等で保育士として、もしくは明石市立幼稚園で幼稚園教諭または預かり保育スタッフとして就労(就労内定)している場合

⇒退職する際(就労内定の場合は就労開始できない際は)必ず事前に明石市こども育成室利用担当へ連絡します。※4

※1 就業規則上の日数・時間を変更する場合は、育児短時間勤務制度等を利用する場合は含みません。なお、申込時に提出した証明書記載の日数・時間の変更を含め、申込時と異なる就労(転職や雇用形態・就労時間の変更等)は認められません。就労内容に変更があった場合は、内定取消または退所となる場合があります。

※2 復職とは、申込時点の就労先へ戻り就労することを意味します。転職は復職に含みません。

※3 申込前に、必ず就労先と調整してください。就労先の都合により入所月の末日までに復職できない場合、別途書類の提出が必要となりますので、明石市こども育成室利用担当までお問い合わせください。

※4 事前に連絡なく退職されている(就労開始できない)場合、内定取消または退所となります。また、退職する(就労開始できない)理由等によっては、内定取消または退所となる場合があります。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

児童氏名

児童生年月日 年 月 日

第1希望施設名

- 上記の内容は就労形態(正規、パート、派遣社員、自営業主、家族従事者等)を問わず、遵守してください。
- 要件が変更になる場合(就労から求職活動、妊娠・出産、修学等)、速やかに証明書を提出してください。提出がない場合は、内定取消や退所となる場合があります。
- 就労を要件として申し込む保護者が署名してください。例えば、父・母ともに就労の場合は父・母それぞれの署名が、父のみが就労の場合は父の署名が必要です。
- 市外の保育施設を希望する場合は、希望先の市区町村の決まりを確認の上、明石市の決まりと共に遵守してください。

【問い合わせ先】

明石市役所こども局こども育成室利用担当

電話:(078)918-5093

FAX:(078)918-5650